

指定管理者候補者の選定について [静岡県医療健康産業研究開発センター]

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課

1 趣旨

静岡県医療健康産業研究開発センター（以下「センター」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例第17条第1項の規定により、センターの管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行った。

2 施設の概要

名 称	静岡県医療健康産業研究開発センター
所 在 地	駿東郡長泉町下長窪 1002-1
設置目的	医療健康分野における県民の経済基盤を確立することにより、ファルマバレープロジェクトの一層の推進を図り、もって世界一の健康長寿県（県民が健康な生活及び長寿を享受することのできる世界に誇るべき社会をいう。）の形成に資することを目的に設置
供用開始	一部開所：平成28年3月1日、全部開所：平成28年9月1日
規模等	鉄筋コンクリート造（北棟・南棟） 鉄骨鉄筋コンクリート造（別棟） 鉄骨造（地域企業開發生産施設A棟・B棟、リーディング機関研究開發生産施設、研究開發生産棟、中央棟）等 敷地面積 43,608.22 m ² 延床面積 16,853.89 m ²
施設概要	リーディング機関研究開發生産施設 地域企業開發生産施設A棟・B棟 研究開発室（23） 会議室（交流ホール、大会議室、中会議室（4）、小会議室（4）） ファルマバレーセンター事務室・連携室、静岡がんセンター研修室、常設展示場、試作室、医学図書館、食堂、休憩スペース等

3 指定管理者の募集

募集方法	公募
申請期間	（募集要項配布） 令和7年8月29日～9月10日 （申請書類受付） 令和7年9月19日～9月29日
内 容	事業計画書の提出 「静岡県医療健康産業研究開発センター指定管理者募集要項」に基づき、事業計画書その他要項に定める書類を提出する。

内 容	管理運営方針	・静岡県ファルマバレープロジェクト戦略計画に基づいた運営とする ・事業化・製品化件数 20 件以上、共同研究実施件数 10 件以上及び入居者課題に対する解決策等紹介件数 50 件以上、会議室の利用率 35%以上、交流ホールの利用率 30%以上を期間中の目標数値とする。 ・利用者の安全確保を最優先とした管理を行うこと ・危機管理の責任者を明確にし、平常時から危機の未然防止に最大限努めること ・連絡体制の整備、危機管理計画やBCP計画（事業継続計画）の作成、研修・訓練の実施など危機が発生した場合に備えた準備を進めること ・入居者の管理体制を確認するとともに、施設全体で調和及び連携した管理を行うこと ・入居者が原則 24 時間使用可能とする管理を行うこと
	指定の基準	次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にセンターの管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。 (1)事業計画書の内容が、センターにおけるサービスの向上が図られるものであること。 (2)事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (4)県内において医療健康分野に係る産業の振興に寄与する活動を行うものであること。
	業務内容	(1)入居者支援の企画及び実施に関する業務 (2)連携・交流事業の企画及び実施に関する業務 (3)センター施設の提供及び活用に関する業務 休館日の決定、会議室の使用承認、供用日及び供用時間の決定、優先使用、利用料金の設定、設置目的に資する利用の促進 (4)利用者サービスに関する業務 ワンストップ機能の発揮、常設展示場・試作室の提供、医学図書館の活用、少量危険物倉庫・防災倉庫の提供、食堂の運営、自動販売機の設置等 (5)危機管理及び施設の維持管理に関する業務 (6)使用料の徴収に関する業務 (7)共益費（光熱水費等）の徴収及び公共料金等の請求者に対する支払いに関する業務
	指定期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）
	指定管理料	申請者による提案（ただし、年 51,100 千円を上限とする）

内 容	利用料金 制度	・利用料金は条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。 ・利用料金は、指定管理者の収入とする。
--------	------------	---

4 指定管理者審査委員会

審査方法	学識経験者、有識者等からなる「静岡県医療健康産業研究開発センター指定管理者審査委員会」を設置し、指定管理者候補者を決定する。		
委員名簿	<委員長>山田 静雄（静岡県立大学大学院 特任教授） <委員>岩城 徹雄（（一財）アグリオープンイノベーション機構 専務理事兼事務局長） 鈴木 素子（税理士） 竹村 祐輔（中小企業診断士） 椎田 清隆（長泉町 都市環境部長）		
審査項目 及び配点	区 分	項 目	配点
	1 団体の事業遂行能力	・事業の実施における基本的考え方 ・医療健康産業振興の県内取組実績 ・財務状況（貸借対照表・損益計算書等）	15
	2 組織体制に関する計画	・職員の配置計画 ・職員の教育研修体制 ・苦情に対する方策	15
	3 サービス向上、利用増進に関する計画	・入居者支援事業の計画 ・連携、交流事業の計画 ・会議室の利活用 ・利用者サービスの計画	30
	4 施設管理に関する計画	・効率的な維持管理のための方策	10
	5 利用者の安全確保に関する取組	・危機管理体制の構築 ・マニュアル作成、研修等の実施 ・点検・予防の徹底	20
	6 経営に関する計画	・収支計画 ・管理経費の節減等	10
	合	計	100

5 指定管理者の選定

(1) 指定管理者候補者

団体の名称	公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構
団体の概要	静岡県が進めるファルマバレープロジェクトを推進し、医療機関を中心として医療健康産業が集積する医療城下町の創生を図り、もって世界一の健康長寿県の形成及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

県が支払う委託料の提示額	令和 8 年度 51,100 千円 令和 9 年度 51,100 千円 令和 10 年度 51,100 千円 令和 11 年度 51,100 千円 令和 12 年度 51,100 千円 合 計 255,500 千円
--------------	--

(2) 選定経過

申請者	申請数：1 者 (公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構)				
選定経過	令和7年10月3日に指定管理者審査委員会を開催し、申請者からの事業計画の説明と質疑応答を行い審査した結果、「公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構」が指定管理者候補者として適当であるとされた。				
審査結果	区 分	審査項目	配点	平均 得点	
	団体の事業遂行能力	事業の実施における基本的考え方	5	3.8	
		医療健康産業振興の県内取組実績	5	4.6	
		財務状況（貸借対照表・損益計算書等）	5	4	
	組織体制に関する計画	職員の配置計画	5	3.4	
		職員の教育研修体制	5	3.6	
		苦情に対する方策	5	3.8	
	サービス向上、利用増進に関する計画	入居者支援事業の計画	10	8.0	
		連携、交流事業の計画	10	8.0	
		会議室の利活用	5	3.4	
		利用者サービスの計画	5	3.4	
	施設管理に関する計画	施設管理に関する計画	10	8	
	利用者の安全確保に関する取組	危機管理体制の構築	10	8	
		マニュアル作成、研修等の実施	5	3.6	
		点検・予防の徹底	5	3.8	
	経営に関する計画及び委託料の金額	収支計画	5	3.8	
		管理経費の節減等	5	3.8	
	合 計			100	77
	「適」数 5人中5人 注）審査委員会各委員は60点を適の目安とし、総合的に適否を判定した上で審査委員の過半数により指定管理者の候補者としての適否を決する。				
	委員全員が「適格」とし、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構を指定管理者候補者として適正であると判断した。				